

第 27 回放射線安全規制検討会の資料第 27-3 号～第 27-6 号の各基本方針(案)に対する修正箇所

平成 21 年 7 月 30 日

(下線が修正箇所)

| 修正前 | | 修正後 (又は修正内容) | |
|--|--|-----------------------|---|
| 資料第 27-3 号「クリアランス制度導入等に係る制度設計の基本方針(案)」 | | 資料第 28-3 号 | |
| 1 (1 ページ 1 行目) | <p>クリアランス制度導入等に係る制度設計にあたり、次のような基本方針で検討を進めたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉等規制法 (*1) に準じたクリアランス制度の導入 2. 放射化物に対する安全規制の導入 3. 廃止措置計画の届出化 4. 陽電子断層撮影に伴い発生する半減期の極めて短い RI 汚染物 (*2) を、放射性同位元素によって汚染された物でないとする制度とクリアランス制度の併用等 | 1 (1 ページ 1 行目) | <p>クリアランス制度導入等に係る制度設計にあたり、次のような基本方針で検討を進めたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉等規制法 (*1) に準じたクリアランス制度の導入 2. 放射化物に対する安全規制の導入 3. 廃止措置計画の届出化 等 <p>(次の 4. は削除)</p> <p>4. 陽電子断層撮影に伴い発生する半減期の極めて短い RI 汚染物 (*2) を、放射性同位元素によって汚染された物でないとする制度とクリアランス制度の併用</p> |
| 2 (1 ページ 9 行目) | <p>基本方針の内容は以下のとおりである。この内容について放射線安全規制検討会の議論を経て、放射線障害防止法 (*3) 改正の準備を進めたい。また、政省令・告示等に定める具体的な内容は、引き続き放射線安全規制検討会及びクリアランス WG (*4) で検討を進め、本年 12 月頃までに法改正作業に資するためのとりまとめ、さらに平成 22 年 11 月頃までに政省令・告示等整備に資するためのとりまとめをそれぞれ行いたい。</p> | 2 (1 ページ 6 行目) | <p>基本方針の内容は以下のとおりである。この内容について放射線安全規制検討会の議論を経て、放射線障害防止法 (*2) 改正の準備を進めたい。また、政省令・告示等に定める具体的な内容は、引き続き放射線安全規制検討会及びクリアランスWG (*3) で検討を進め、本年 12 月頃までに法改正作業に資するためのとりまとめ、さらに平成 22 年 11 月頃までに政省令・告示等整備に資するためのとりまとめをそれぞれ行う。</p> |
| 3 (2 ページ 1 行目) | <p>法令等で規定する主な内容は、次表のとおり。原子炉等規制法におけるクリアランス制度の概要と放射線障害防止法に導入することが想定される制度との比較を別添 1 に示す。</p> | 3 (1 ページ 22 行目) | <p><u>法律で規定する主な内容は、次のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用者等が行う放射能濃度の評価方法等に認可をすること。</u> ・<u>認可された方法に基づいて使用者が評価した放射能濃度等について、国又は登録機関が確認をすること。</u> ・<u>クリアランスされた物は、関係法令において放射性物質によって汚染された物ではないものとして扱うこと。</u> ・<u>登録機関の登録基準及び登録機関に課する義務に関すること。</u> |

| 修正前 | | | | 修正後（又は修正内容） | |
|---|--|----------|--------------|--|---|
| | 法律 | 政令 | 省令 | 告示／ガイドライン | <p>（「表については、削除」）</p> |
| | 判断方法 認可規定 | — | 申請手続 認可基準 | ○放射線発生装置 ・小型放射線発生装置に係る放射化判断基準（※1） ○放射性同位元素 ・短半減期核種によって汚染された廃棄物の減衰保管廃棄（※1） | |
| | 判断結果 確認規定 | — | 申請手続 確認事項 | クリアランスレベル(告示) | |
| | クリアランスされた物の法令上の扱い（※2） | 対象 法令 | — | — | |
| | 確認委任 規定 | — | 機関登録 | — | |
| <p>※1 資料第 27-4 号参照。 ※2 クリアランスされた物は、関係法令において RI 汚染物ではないとする規定。</p> | | | | | |
| 4 「2.」 | 2. 放射化物に対する安全規制の導入 放射線障害防止法に位置付けられていない放射線発生装置の使用に伴い生じる放射化物について、安全規制体系に取り込み、さらにクリアランス制度も適用可能とするため、放射線障害防止法に位置付ける。なお、現状では、平成 10 年 10 月に当時の科学技術庁が「放射線発生装置使用施設における放射化物の取扱いについて」(原子力安全局放射線安全課長通知。以下、「平成 10 年度放射化物課長通知」という。)をとりまとめ、関係事業者に対して装置本体及び実験機器を対象に放射化物の取扱いにおける安全管理上の留意事項を周知、徹底している（別添 2 参照）。 | | | 「2.」 | 2. 放射化物に対する安全規制の導入 放射線障害防止法に位置付けられていない放射線発生装置の使用に伴い生じる放射化物について、安全規制体系に取り込み、さらにクリアランス制度も適用可能とするため、放射線障害防止法に位置付ける。なお、現状では、平成 10 年 10 月に当時の科学技術庁が「放射線発生装置使用施設における放射化物の取扱いについて」(原子力安全局放射線安全課長通知。以下、「平成 10 年度放射化物課長通知」という。)をとりまとめ、関係事業者に対して装置本体及び実験機器を対象に放射化物の取扱いにおける安全管理上の留意事項を周知、徹底している（ 添 2 参照を削除 ）。 |

| 修正前 | | 修正後（又は修正内容） | |
|---------------------|---|-------------|--|
| 5 「3.」 | <p>3. 廃止措置計画の届出化</p> <p>放射線障害防止法では、使用等を廃止したときは、廃止措置報告を30日以内に行うよう求めているが、廃止する施設の大規模化やクリアランス判断に必要な期間等を考慮し、30日以内に廃止措置報告を求めることを変更する。今後は、廃止届とともに廃止措置計画書を提出させることとし、廃止措置が終了した後に、その措置を報告させることとする。</p> | 「3.」 | <p>3. 廃止措置計画の届出化</p> <p>放射線障害防止法では、<u>放射性同位元素</u>の使用等を廃止したときは、廃止措置報告を30日以内に行うよう求めているが、廃止する施設の大規模化やクリアランス判断に必要な期間等を考慮し、30日以内に廃止措置報告を求めることを変更する。今後は、廃止届とともに廃止措置計画書を提出させることとし、廃止措置が終了した後に、その措置を報告させることとする。</p> |
| 6 (3ページ 14行目) | <p>4. 陽電子断層撮影に伴い発生する半減期の極めて短いRI汚染物を、RI汚染物でないとする制度とクリアランス制度の併用</p> <p>陽電子断層撮影用放射性同位元素は半減期が極めて短いため、短時間で放射能がなくなるという特性を有する。この特性を踏まえ、陽電子断層撮影に伴い発生する半減期の極めて短いRI汚染物は一定期間保管した後は、RI汚染物に該当しないとする規定を平成16年3月に省令及び告示により定めている（別添3参照）。</p> <p>クリアランス制度導入後も当該規定は継続・併用することとし、省令等の対象となる核種や保管廃棄期間等をクリアランスWGにおいて検討し（資料第27-4参照）、必要な制度改正を行う。</p> | | <p><u>（「4. 陽電子断層撮影に伴い発生する半減期の極めて短いRI汚染物を、RI汚染物でないとする制度とクリアランス制度の併用」の部分</u>を全削除）</p> |

（下線が修正箇所）

| 修正前 | | 修正後（又は修正内容） | |
|------------------------------------|--|---------------|---|
| 資料第27-4号「クリアランス判断方法の検討に関する基本方針(案)」 | | 資料第28-4号 | |
| 7 (1ページ 1行目) | <p>放射線安全規制検討会では、クリアランス判断方法に係ることとして、次の事項についてクリアランスWGを中心とした検討を行い、「放射線障害防止法におけるクリアランス制度の整備に係る技術的検討について（中間報告書）」（平成18年6月。以下、「平成18年度中間報告書」</p> | (1ページ 1行目) | <p>放射線安全規制検討会では、クリアランス判断方法に係ることとして、<u>次の1)、2)の事項について</u>クリアランスWGを中心とした検討を行い、「放射線障害防止法におけるクリアランス制度の整備に係る技術的検討について（中間報告書）」（平成18年6月。以下、「平成18年度中間</p> |

| | 修正前 | | 修正後（又は修正内容） |
|---------------------|---|----------------|--|
| | <p>という。)をまとめている。</p> <p>1) 放射線発生装置の解体等に伴って発生する RI 汚染物に対するクリアランスレベル以下であることの測定・判断方法</p> <p>2) 短半減期核種のみによって汚染された RI 汚染物に対する減衰保管廃棄の考え方</p> | | <p>報告書」という。)をまとめている。</p> <p>1) 放射線発生装置の解体等に伴って発生する RI 汚染物に対するクリアランスレベル以下であることの測定・判断方法</p> <p>2) 短半減期核種のみによって汚染された RI 汚染物に対する減衰保管廃棄の考え方</p> |
| 8 (1ページ 9行目) | <p>今回、放射線障害防止法にクリアランス制度を導入するにあたって、クリアランス判断を実際に行うことが可能と考えられる当面の対象物を整理して、具体化を進める必要があり、判断方法に係る検討の基本方針を次のとおりとする。なお、放射線障害防止法におけるクリアランス制度の基本的概念としては対象物を限定的とはしないこととする。</p> | (1ページ 9行目) | <p>今回、放射線障害防止法にクリアランス制度を導入するにあたっては、クリアランス判断を実際に行うことが可能と考えられる当面の対象物を整理して、具体化を進める必要があり、判断方法に係る検討の基本方針を以下のとおりとする。なお、放射線障害防止法におけるクリアランス制度の基本的な考え方として、放射線発生装置及び放射性同位元素の使用状況、並びにRI汚染物の発生実態等を踏まえ、原子炉等規制法において既に適用されているクリアランス判断方法に加え、放射線障害防止法では対象物を限定的とはしない等の特性を踏まえた独自の判断方法の適用についても検討することとする。さらに、クリアランス判断方法の検討においては、クリアランス対象物を大きく「放射線発生装置の使用等に伴って発生するRI汚染物(放射化物)」と「放射性同位元素の使用等に伴って発生するRI汚染物」の2つに種別し行うこととする。</p> |
| 9 (1ページ 21行目) | <p>1. 放射線発生装置の解体等に伴って発生する RI 汚染物 平成 18 年度中間報告書に示された課題等に基づき、次のように検討する。</p> | (1ページ 27行目) | <p>1. 放射線発生装置の解体等に伴って発生するRI汚染物 <u>(放射化物)</u> 平成 18 年度中間報告書に示された課題等<u>を踏まえ、次のような検討を行う。</u></p> |

| | 修正前 | | 修正後（又は修正内容） |
|----------------------|--|----------------|---|
| 10 (1ページ 24行目) | 1) 合理的なクリアランスの判断を行うため、まず放射化物の生成範囲に着目した放射線発生装置の分類を行う。 | (1ページ 30行目) | 1) 合理的なクリアランスの判断を行うため、まず放射化物の生成範囲に <u>着目して放射線発生装置を「2) 放射化の程度が小さい装置（医療用電子直線加速器等）」及び「3) 放射化の程度が大きい装置（研究機関の大型加速器）」の2つに分類する。</u> |
| 11 (1ページ 26行目) | 2) 放射化の程度が小さい装置(医療用電子直線加速器等)について、装置及び施設構造物が放射化していないことやクリアランス適用可能であることが明らかであると判断できる技術基準の成立性を評価する。なお、技術基準の成立性は、個別の評価（特に実測）を伴わずに装置や施設の仕様に基づき一括して判断可能かどうか等を検討する。 | (2ページ 3行目) | 2) 放射化の程度が小さい装置(医療用電子直線加速器等)について、装置及び施設構造物が放射化していないことやクリアランス適用可能であることが明らかであると判断できる技術基準の成立性を評価する。 <u>なお、技術基準の成立性の評価においては、装置や施設を仕様（加速粒子の種類、加速エネルギー、出力、放射化する部位等）に基づき分類し、仕様ごとに個別の評価（特に実測）を伴わずに一括して判断可能かどうかを検討するとともに、放射化物がクリアランスレベル以下であることの評価に用いる重要核種をその分類に基づいて選定可能かどうか等について検討する。</u> |
| 12 (2ページ 6行目) | (2) 検討の進め方 1) ,2) 当面の検討対象とし、技術的事項であることからクリアランス WG において検討を進める。本年 12 月頃までに法改正作業に資するためのとりまとめを行い、さらに平成 22 年 11 月頃までに省令・告示等整備に資するためのとりまとめを行う。 | (2ページ 15行目) | (2) 検討の進め方 1) ,2) 当面の検討対象とし、技術的事項であることからクリアランス WG において、 <u>・放射線発生装置の分類とその妥当性</u> <u>・放射化物がクリアランスレベル以下であることの評価のために選定すべき重要核種、及びその選定の妥当性</u> <u>・装置及び施設構造物が放射化しないことやクリアランス適用可能であることが明らかである放射線発生装置の分類とその妥当性 等</u> <u>について検討を進める。</u> 本年 12 月頃までに法改正作業に資するためのとりまとめを行い、さらに平成 22 年 11 月頃までに省令・告示等整備に資するためのとりまとめを行う。 |

| | 修正前 | | 修正後（又は修正内容） |
|----------------------|--|----------------|---|
| 13 (2ページ 15行目) | (タイトル) 2.1 短半減期核種のみによって汚染された RI 汚染物の減衰保管廃棄 | (2ページ 30行目) | (タイトル) <u>2.1 半減期の短い放射性核種を念頭においた減衰に基づくクリアランス判断</u> |
| 14 (2ページ 19行目) | (1) 検討内容 1) 減衰保管廃棄 平成 18 年度中間報告書に示された減衰保管廃棄の考え方について、次の点に着目してより具体的な検討を進める。 ・対象核種の半減期、最大使用数量、必要な減衰期間 ・短半減期核種のみによって汚染された廃棄物とする要件 ・長半減期核種等との混在可能性に応じた管理体制（品質保証体制） ・減衰保管廃棄と「陽電子断層撮影に伴い発生する半減期の極めて短い RI 汚染物を、一定期間減衰させることにより放射能を消滅させる制度（以下、区別を容易にするため「減衰消滅制度」と仮称する。）の整合性確保及び両制度の選択肢の提供 2) 減衰消滅制度 短半減期核種のみを使用許可等、長半減期核種と混在しないことが明らかな RI 汚染物については、1) に示す減衰保管廃棄の検討を踏まえながら、平成 16 年 3 月に省令等に規定した「減衰消滅制度」の適用も考慮することとし、次のことを検討する。 ・陽電子断層撮影以外で発生する RI 汚染物への適用核種の拡大 ・適用核種を拡大した場合の保管期間や判断のあり方 | (2ページ 34行目) | (1) 検討内容 1) 減衰保管廃棄を削除 <u>平成 18 年度中間報告書に示された内容を踏まえ、減衰に基づくクリアランス適用の考え方について、次の点に着目してより具体的な検討を進める。</u> ・対象核種の半減期、 （最大使用数量、を削除） 必要な減衰期間 ・短半減期核種のみによって汚染された廃棄物とする要件 ・長半減期核種等との混在可能性に応じた管理体制（品質保証体制） ・減衰保管廃棄と「陽電子断層撮影に伴い発生する半減期の極めて短い RI 汚染物を、一定期間減衰させることにより放射能を消滅させる制度（以下、区別を容易にするため「減衰消滅制度」と仮称する。）の整合性確保及び両制度の選択肢の提供を削除 2) 減衰消滅制度を削除 短半減期核種のみを使用許可等、長半減期核種と混在しないことが明らかな RI 汚染物については、1) に示す減衰保管廃棄の検討を踏まえながら、平成 16 年 3 月に省令等に規定した「減衰消滅制度」の適用も考慮することとし、次のことを検討する。 ・陽電子断層撮影以外で発生する RI 汚染物への適用核種の拡大を削除 ・適用核種を拡大した場合の保管期間や判断のあり方を削除 |

| | 修正前 | | 修正後（又は修正内容） |
|---------------------|--|----------------|--|
| 15 (3ページ 4行目) | (2) 検討の進め方 当面の検討対象とし、技術的事項であることからクリアランスWGにおいて検討する。本年12月頃までに法改正作業に資するためのとりまとめを行い、さらに平成22年11月頃までに省令・告示等整備に資するためのとりまとめを行う。 | (3ページ 5行目) | (2) 検討の進め方 当面の検討対象とし、技術的事項であることからクリアランスWGにおいて、 <u>・半減期に基づきこの手法を適用する対象核種の選定</u> <u>・クリアランス対象として選定した放射性核種がクリアランスレベル以下になるために必要な減衰期間に係る検討</u> <u>・放射性核種の使用実態を踏まえ、他核種との混在を防ぐための適切な管理体制の検討</u> <u>・放射エネルギーを評価する補助的な測定手法の検討</u> 等 を行う。検討の結果については、本年12月頃までに法改正作業に資するためのとりまとめを行い、さらに平成22年11月頃までに省令・告示等整備に資するためのとりまとめを行う。 |
| 16 (3ページ 9行目) | 2.2 減衰保管廃棄以外の方法によるクリアランス判断 クリアランス制度は適用可能であるが、測定が困難な核種が含まれる場合、現実的な判断方法の現時点での確立は難しいと考えられることから、2.1の検討を優先しながら、適用可能な判断方法（例えば、RI汚染物を発生する施設の種別分類等に基づき放射性核種間の相関関係を得て代表核種の測定により放射能濃度を決定する方法等）について適宜検討を進める。 | (3ページ 16行目) | <u>2.2 半減期の長い放射性核種を念頭においたクリアランス判断</u> クリアランス制度は適用可能であるが、測定が困難な核種が含まれる場合、現実的な判断方法の現時点での確立は難しいと考えられることから、2.1の検討を優先しながら、適用可能な判断方法(例えば、RI汚染物を発生する施設の種別分類等に基づき放射性核種間の相関関係を得て代表核種の測定により放射能濃度を決定する方法等)について適宜検討を進める。 <u>(1) 検討内容</u> <u>・RI汚染物を発生する施設の種別分類(製薬系、生物系等)や発生状況(使用、解体等)などに基づき放射性核種間の相関関係を評価</u> <u>・クリアランスレベル以下であることを判断するための評価を行うべき代表核種の選定方法の検討</u> <u>(2) 検討の進め方</u> |

| | 修正前 | | 修正後（又は修正内容） |
|--|-----|--|---|
| | | | <u>2.1 の判断方法に係る検討結果を考慮した上で、クリアランスWGにおいて、</u> <u>・RI汚染物を発生する施設の種別分類や発生状況に基づく放射性核種間の相関関係に係る検討</u> <u>・代表核種の選定手法の検討</u> <u>・クリアランスレベル以下であることの判断の妥当性の検討</u> <u>等</u> <u>を行う。</u> |

(下線が修正箇所)

| | 修正前 | | 修正後（又は修正内容） |
|---------------------|---|---------------|--|
| | 資料第 27-5 号「放射線障害防止法に規定するクリアランスレベルの設定に係る基本方針(案)」 | | 資料第 28-5 号 |
| 17 (1ページ 1行目) | <p>1. 設定方針</p> <p>放射線障害防止法に規定するクリアランスレベルについては、第 18 回放射線安全規制検討会の資料第 18-4-1 号によると、平成 18 年度中間報告書までは、原子力安全委員会における検討結果を踏まえて、原子炉等規制法、BSS（*1）に示された値との整合性等を考慮しながら検討することとしていた。</p> <p>今回のクリアランス制度導入に向けた検討においては、文部科学省において、関係機関の協力を得て新たに計算を行うこととし、その計算結果に基づき放射線障害防止法に規定するクリアランスレベルの設定を行うこととしたい。計算から設定までの手順は、2. のとおりである。</p> <p>この基本方針について、放射線安全規制検討会の了解を得て、クリアランスレベルの具体的な検討をクリアランスWG において行うこととしたい。その後、クリアランスWG における検討状況を随時確認しながら放射線安全規制検討会において本年 12 月頃を目標としてまず試算値をとりまとめ、さらに平成 22 年 11 月頃までに省令・告示</p> | (1ページ 1行目) | <p>1. 設定方針</p> <p>放射線障害防止法に規定するクリアランスレベルについては、第 18 回放射線安全規制検討会の資料第 18-4-1 号によると、平成 18 年度中間報告書までは、原子力安全委員会における検討結果を踏まえて、原子炉等規制法、BSS（*1）に示された値との整合性等を考慮しながら検討することとしていた。</p> <p>今回のクリアランス制度導入に向けた検討においては、文部科学省において、関係機関の協力を得て新たに計算を行うこととし、その計算結果に基づき放射線障害防止法に規定するクリアランスレベルの設定を行うことと<u>する</u>。計算から設定までの手順は、2. のとおりである。</p> <p>この基本方針について、放射線安全規制検討会の<u>議論</u>を得て、クリアランスレベルの具体的な検討をクリアランスWG において行うことと<u>する</u>。その後、クリアランスWG における検討状況を随時確認しながら放射線安全規制検討会において本年 12 月頃を目標としてまず試算値をとりまとめ、さらに平成 22 年 11 月頃までに省令・告示等<u>の</u>整</p> |

| | 修正前 | | 修正後（又は修正内容） |
|----------------------|--|----------------|--|
| | 等整備に資するためのとりまとめを行いたいと考えている。 | | 備に資するためのとりまとめを行いたいと考えている。 |
| 18 (1ページ 16行目) | 2. クリアランスレベルの設定手順 放射線障害防止法におけるクリアランスレベルは、先行してクリアランス制度を導入している原子炉施設等におけるクリアランスレベルを原子力安全委員会において検討したときの手順（*2）を参考にし、BSS や RS-G-1.7（*3） その他文献（*4）等 に示された考え方も適宜取り入れて設定することとしたい。 | (1ページ 16行目) | 2. クリアランスレベルの設定手順 放射線障害防止法におけるクリアランスレベルは、先行してクリアランス制度を導入している原子炉施設等におけるクリアランスレベルを原子力安全委員会において検討したときの手順（*2）を参考にし、BSSやRS-G-1.7（*3） その他文献（*4）等 に示された考え方も適宜取り入れて設定することとする。 |
| 19 (2ページ 14行目) | なお、放射線障害防止法におけるクリアランス制度では、固体のRI汚染物の中で制限は設けない方針であり、発生するRI汚染物を調査する際には、使用・解体等の多様な状況で発生するものを網羅的に含めることとし、現状では実際にクリアランス判断が困難であることが予想される短半減期核種以外の核種を含むものや原子炉施設での計算時に対象としていない可燃物や難燃物等も考慮する。また、医療関係法令によって規制された施設におけるRI汚染物も考慮する。 | (2ページ 14行目) | なお、放射線障害防止法におけるクリアランス制度では、固体のRI汚染物の種類について制限は設けない方針であり、発生するRI汚染物を調査する際には、使用・解体等の多様な状況で発生するものを網羅的に含めることとし、現状では実際にクリアランス判断が困難であることが予想される短半減期核種以外の核種を含むものや原子炉施設での計算時に対象としていない可燃物や難燃物等も考慮する。また、医療関係法令によって規制された施設におけるRI汚染物も考慮する。 |
| 20 (3ページ 7行目) | (4) 核種毎のクリアランスレベル計算 適切な計算コード等を使用し、各核種について評価経路毎の基準線量相当濃度（線量評価 $10 \mu \text{Sv}/\text{年}$ に相当する放射性核種濃度）の導出を行う。その後、評価経路毎の基準線量相当濃度を比較して、最小濃度となる経路を決定経路とし、その濃度をクリアランスレベルとする。 | (3ページ 7行目) | (4) 核種毎のクリアランスレベル計算 適切な計算コード等を使用し、各核種について評価経路毎の基準線量相当濃度（線量評価 $10 \mu \text{Sv}/\text{年}$ に相当する放射性核種濃度）の導出を行う。その後、評価経路毎の基準線量相当濃度を比較して、最小濃度となる経路を決定経路とし、その濃度を対象とするRI汚染物のクリアランスレベルとする。 |
| 21 (3ページ 12行目) | (5) クリアランスレベルの妥当性評価 クリアランスレベル評価において重要と考えられる核種及び評価経路を抽出し、評価経路の蓋然性評価や評価パラメータのばらつき評価を行い、計算したクリアランスレベルの妥当性を評価する。 | (3ページ 12行目) | (5) クリアランスレベルの妥当性評価 クリアランスレベル評価において重要と考えられる核種及び評価経路を抽出し、評価経路の蓋然性評価や評価パラメータのばらつき評価を行い、計算したRI汚染物のクリアランスレベルの妥当性を評価する。 |

| | 修正前 | | 修正後（又は修正内容） |
|----------------------|--|----------------|--|
| 22 (3ページ 16行目) | (6) 放射線障害防止法に規定すべきクリアランスレベルの設定 原子炉等規制法との整合性や国際的動向（RS-G-1.7、BSS、諸外国の基準等）、さらに医療法関係法令によって規制された RI 汚染物の状況を踏まえたうえで、放射線発生装置の解体等や放射性同位元素の使用等に伴って発生する RI 汚染物について (1) ～ (5) に従ってそれぞれ導出したクリアランスレベルを比較検討し、放射線障害防止法において規定すべきクリアランスレベルを設定する。 | (3ページ 16行目) | (6) 放射線障害防止法に規定すべきクリアランスレベルの設定 原子炉等規制法との整合性や国際的動向（RS-G-1.7、BSS、諸外国の基準等）、さらに医療法 <u>等</u> の関係法令によって規制されたRI汚染物の状況を踏まえたうえで、放射線発生装置の解体や放射性同位元素の使用等に伴って発生するRI汚染物について (1) ～ (5) に従ってそれぞれ導出したクリアランスレベルを比較検討し、放射線障害防止法において規定すべきクリアランスレベルを設定する。 |

(下線が修正箇所)

| | 修正前 | | 修正後（又は修正内容） |
|--------------------------|---|----------------|--|
| 資料第 27-6 号「今後の検討の進め方（案）」 | | 資料第 28-6 号 | |
| 23 (1ページ 10行目) | ○ 平成 21 年 4 月～6 月：放射線安全規制検討会において 1. (1), (2), (3) に係る基本方針の確認 | (1ページ 10行目) | ○ 平成 21 年 4 月～ <u>7月</u> ：放射線安全規制検討会において 1. (1),(2),(3)に係る基本方針の確認 |
| 24 (3ページ 表中) | | (3ページ 表中) | <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>放射線安全規制検討会</u>」の欄で、「<u>基本方針確認</u>」に係る矢印を「<u>7月下旬</u>」まで延長。 ・「<u>放射線安全規制検討会</u>」の欄で、「<u>クリアランスWGの検討状況確認</u>」を「<u>9月下旬</u>」に変更。 ・「<u>3) クリアランスレベル</u>」の欄で、「<u>対象物の設定、評価経路及び計算モデルの設定、評価パラメータの整備等に係る検討</u>」に係る矢印を「<u>8月下旬</u>」まで延長。 ・<u>クリアランスレベルに係るWGの状況として、「6月10日」、「7月24日」の開催・検討内容について追記</u> |